

# 外国人の受入れに関する高島屋グループ基本指針

## 1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

当社グループは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意思に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

## 2. 国籍等による差別的扱いの禁止

当社グループは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いはしません。

- (1) 賃金について差別的扱いはしません。
- (2) 教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

ハラスメント・就労・LGBTなど各種相談窓口を設置し、問題があった場合は関連部署と連携し、適切に対応します。

## 3. 共生社会の構築

当社グループは、外国人労働者本人のみならず、帯同する家族の方々を含め、外国人住民の生活環境に最大限配慮し、事業活動を通じて、外国人住民が地域コミュニティの構成員であるという意識の共有を図ります。

- (1) 生活ルールや生活情報、災害など緊急性の高い情報の多言語対応を進めていきます。
- (2) やさしい日本語の活用や外国人労働者への日本語教育の環境整備を進めていきます。
- (3) 外国人住民の母語・母文化、継承語・継承文化を尊重します。
- (4) 日本の国や地域の文化、慣習の理解促進を積極的に行います。
- (5) 行政、他企業、地域コミュニティとの連携を図り、外国人住民とともに地域社会の発展を目指します。